

第 部 毎月勤労統計調査特別調査結果の概要

(常用労働者数 1 ~ 4 人の事業所対象)

1 賃 金

(1) きまって支給する現金給与額

平成28年7月における小規模事業所 (1 ~ 4 人規模) の月間きまって支給する現金給与額は調査産業計で 174,318円、性別では男 231,652円、女 129,212円となった。

これを産業別にみると、建設業 223,595円、学術研究, 専門・技術サービス業 203,441円、卸売業, 小売業 192,637円、製造業 184,280円、サービス業 (他に分類されないもの) 179,277円、教育, 学習支援業 161,646円、不動産業, 物品賃貸業 157,367円、医療, 福祉 146,411円、生活関連サービス業, 娯楽業 141,744円、宿泊業, 飲食サービス業 124,273円となった。

(2) 特別に支払われた現金給与額 (勤続 1 年以上)

平成27年8月1日から平成28年7月31日までの1年間ににおける小規模事業所の賞与など特別に支払われた現金給与額は調査産業計で 228,769円、性別では男 324,041円、女 154,009円となった。

これを産業別にみると、学術研究, 専門・技術サービス業 483,556円、卸売業, 小売業 349,530円、不動産業, 物品賃貸業 256,508円、サービス業 (他に分類されないもの) 243,866円、教育, 学習支援業 226,809円、医療, 福祉 183,158円、製造業 170,652円、建設業 117,047円、生活関連サービス業, 娯楽業 22,143円、宿泊業, 飲食サービス業 15,159円となった。

2 労働時間及び出勤日数

(1) 1日の実労働時間数

平成28年における小規模事業所の1日の実労働時間数は調査産業計で 7.1時間、性別では男 7.8時間、女 6.5時間となった。

これを産業別にみると、建設業、不動産業, 物品賃貸業 共に 7.7時間、製造業、サービス業 (他に分類されないもの) 共に 7.5時間、卸売業, 小売業、生活関連サービス業, 娯楽業 共に 7.4時間、学術研究, 専門・技術サービス業 7.1時間、医療, 福祉 6.6時間、教育, 学習支援業 6.1時間、宿泊業, 飲食サービス業 5.7時間となった。

(2) 出勤日数

平成28年における小規模事業所の出勤日数は調査産業計で 21.1日、性別では男 21.9日、女 20.4日となった。

これを産業別にみると、卸売業, 小売業 22.7日、生活関連サービス業, 娯楽業 21.7日、製造業、サービス業 (他に分類されないもの) 共に 21.0日、建設業 20.9日、医療, 福祉 20.4日、不動産業, 物品賃貸業 20.3日、宿泊業, 飲食サービス業 20.0日、学術研究, 専門・技術サービス業 19.9日、教育, 学習支援業 17.9日となった。

3 雇 用

平成28年7月末現在の小規模事業所の常用労働者数は調査産業計で 13,610人、性別では男 5,993人、女 7,617人となった。

これを産業別にみると、卸売業, 小売業 3,770人、宿泊業, 飲食サービス業 2,420人、サービス業 (他に分類されないもの) 1,319人、建設業 1,101人、生活関連サービス業, 娯楽業 1,015人、製造業 954人、学術研究, 専門・技術サービス業 824人、医療, 福祉 633人、教育, 学習支援業 594人、不動産業, 物品賃貸業 505人となった。

表 - 1 特別調査による賃金、労働時間及び雇用の推移

調査産業計

	きまって支給する現金給与額	特別に支払われた現金給与額 (勤続1年以上)	1日の実労働時間数	出勤日数	常用労働者数	常用労働者数 (勤続1年以上)
	円	円	時間	日	人	人
20年	177,095	255,918	7.3	22.0	17,498	15,807
21年	170,147	216,614	7.2	21.6	13,923	12,942
22年	171,914	216,556	7.3	21.5	13,600	12,597
23年	167,479	154,092	7.2	21.2	11,305	10,225
24年	167,560	176,524	7.0	21.2	11,136	10,177
25年	174,721	170,241	7.3	21.7	16,283	14,816
26年	169,328	174,214	7.1	21.3	15,045	13,585
27年	169,644	210,765	7.0	21.3	14,711	13,310
28年	174,318	228,769	7.1	21.1	13,610	12,356

表 - 2 産業、男女別の賃金、労働時間及び雇用

	きまって支給する現金給与額			特別に支払われた現金給与額 (勤続1年以上)		
	計	男	女	計	男	女
	円	円	円	円	円	円
調査産業計	174,318	231,652	129,212	228,769	324,041	154,009
建設業	223,595	238,061	138,971	117,047	136,381	705
製造業	184,280	221,271	104,646	170,652	217,793	75,735
卸売業，小売業	192,637	243,538	148,966	349,530	409,052	300,477
不動産業，物品賃貸業	157,367	200,683	118,529	256,508	346,156	176,129
学術研究，専門・技術サービス業	203,441	348,202	158,434	483,556	926,376	336,778
宿泊業，飲食サービス業	124,273	165,459	108,697	15,159	35,688	7,788
生活関連サービス業，娯楽業	141,744	187,708	126,970	22,143	15,000	24,435
教育，学習支援業	161,646	234,810	87,817	226,809	453,648	22,063
医療，福祉	146,411	237,122	123,329	183,158	311,765	142,014
サービス業（他に分類されないもの）	179,277	232,318	129,764	243,866	379,104	117,932

	1日の実労働時間数			出勤日数		
	計	男	女	計	男	女
	時間	時間	時間	日	日	日
調査産業計	7.1	7.8	6.5	21.1	21.9	20.4
建設業	7.7	8.0	5.8	20.9	20.9	20.6
製造業	7.5	8.0	6.3	21.0	21.8	19.2
卸売業，小売業	7.4	8.0	7.0	22.7	23.2	22.4
不動産業，物品賃貸業	7.7	8.2	7.2	20.3	21.5	19.2
学術研究，専門・技術サービス業	7.1	7.7	7.0	19.9	19.7	19.9
宿泊業，飲食サービス業	5.7	6.8	5.3	20.0	21.4	19.5
生活関連サービス業，娯楽業	7.4	8.5	7.1	21.7	24.0	21.0
教育，学習支援業	6.1	6.5	5.6	17.9	20.3	15.6
医療，福祉	6.6	7.5	6.4	20.4	22.7	19.8
サービス業（他に分類されないもの）	7.5	8.0	7.0	21.0	21.6	20.4

	常用労働者数			常用労働者数 (勤続1年以上)		
	計	男	女	計	男	女
	人	人	人	人	人	人
調査産業計	13,610	5,993	7,617	12,356	5,433	6,923
建設業	1,101	940	161	995	853	142
製造業	954	652	303	843	563	280
卸売業，小売業	3,770	1,741	2,029	3,613	1,632	1,981
不動産業，物品賃貸業	505	239	266	505	239	266
学術研究，専門・技術サービス業	824	195	629	704	175	529
宿泊業，飲食サービス業	2,420	664	1,756	2,066	546	1,520
生活関連サービス業，娯楽業	1,015	247	768	938	228	710
教育，学習支援業	594	299	296	563	267	296
医療，福祉	633	128	505	487	118	369
サービス業（他に分類されないもの）	1,319	637	682	1,242	599	643

秘匿事項に係る産業については、記載していない。

毎月勤労統計調査特別調査の説明

(1) 調査の目的

この調査は、常用雇用者1人以上4人以下の事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的としている。

(2) 調査の対象

この調査は、平成21年経済センサス基礎調査に基づき設定した調査区のうちから、一定の方法により抽出された調査区（佐賀県内41調査区）内に所在し、日本標準産業分類（平成19年11月改定）の鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）に属し、かつ平成28年7月31日現在1人以上4人以下の常用労働者を雇用する事業所が対象である。

(3) 結果の算定

調査結果の数値は、佐賀県の1人以上4人以下の常用労働者を雇用する全事業所に対応するものとして算定された数値であるが、調査産業計が少ない産業については、公表はしないが調査産業計に含めて算定している。